

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「SDGs・脱炭素化を原動力とする横浜経済の持続的な成長・まちづくりの推進」地域再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

横浜市

3 地域再生計画の区域

横浜市の全域

4 地域再生計画の目標

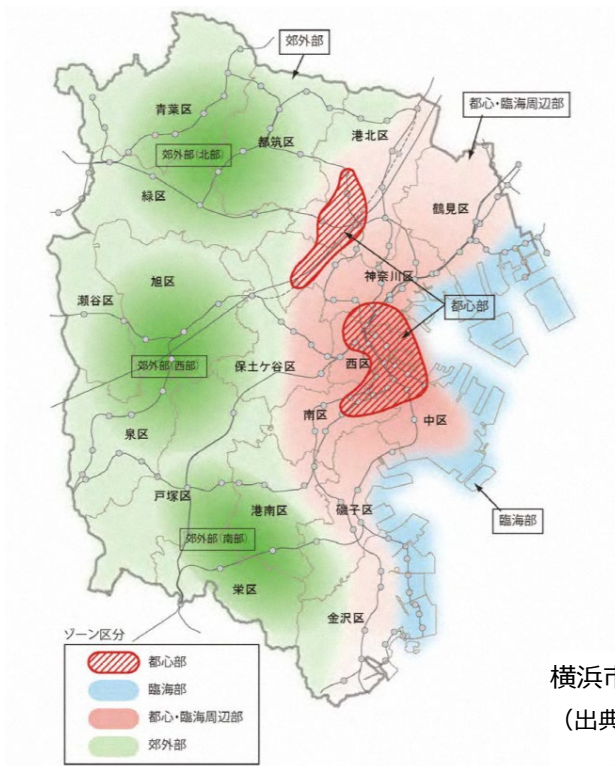
4-1 地域の現状

【地理的特性】

本市は神奈川県東端に位置し、東は東京湾、北は川崎市、西は町田市・大和市・藤沢市、南は鎌倉市・逗子市・横須賀市に接している。

本市の中心部から東京都心部までは、約30キロメートルあり、我が国を代表する国際貿易港である横浜港を基盤として、首都圏の中核都市としての役割を担っている。総面積は、約435平方キロメートルで、これは東京23区の約7割に当たる。

地域特性としては、商業・文化・観光・交流等の機能が集積した「都心部」、工業地・内港地域・港湾物流地域から構成される「臨海部」、都心部及び臨海部の周辺に位置し市街地をのぞむ丘や海をのぞむ丘といった緑がある一方で住戸密度が高い地域となっている「都心・臨海周辺部」、駅周辺に生活拠点、商業・業務地、産業・流通業務地や郊外住宅地等が集積している「郊外部」に分けられる。本市では、臨海部を中心として、エネルギー関連産業や製造業、グローバル企業の研究開発拠点が集積しており、イノベーションを創出するポテンシャルを有している。



横浜市のゾーン別土地利用の方針図

(出典) 横浜市都市計画マスタープラン (平成 25 年 3 月)

【人口】

2022年8月1日現在の総人口は377万4千人で、本市における令和3年度の「今後の人口の見通し推計」によると、中位推計では人口のピークは2021年度で、2022年度以降減少に転じる見込みとなっている。また、自然増減は既に2016年以降全市的に減少に入ったことに加え、社会増も一部の行政区に限られており、東京からのアクセスが悪い南部・西部を中心に、郊外部では毎年1,000人以上の人口が減少している行政区が複数ある。また、直近(2022年3月末現在)の65歳以上人口は、割合こそ24.8%と全国平均を下回るものの、実人数は93万2千人に達し、2027年には100万人超となる見込みである等、今後世界的にも類を見ない規模・速度で超高齢社会が進展する見込みである。

【産業】

本市の産業は、京浜工業地帯の一翼を担う製造業を中心として発展してきたが、産業構造のサービス化の進展に伴い、近年では、第3次産業の構成比が80%を超えている。一方で製造業や建設業からなる第2次産業の構成比は15%から16%台で推移している。なお、企業規模としては、中小企業者数が全体の99%を占めており、産業別の構成比は高い順に「卸売業・小売業」、「建設業」、「宿泊

業、飲食サービス業」となっている。

【脱炭素化】

本市における2020年度の温室効果ガス排出量（速報値）は、現行の「横浜市地球温暖化対策実行計画」の基準年度（2013度）からは7年連続で減少しており、2020年度は24%減となっている。

さらに温室効果ガス排出量の割合を部門別にみると、本市は世界的にも稀な高密度居住・立地となっていることから、全国と比較して家庭部門の割合が高くなっているのが特徴的である（同部門が占める割合は、本市が29.4%であるのに対して全国平均値が15.9%となっている。）。なお、業務部門や運輸部門は全国平均に近い数値となっている（業務部門及び運輸部門が占める割合はそれぞれ、本市が19.4%、19.7%であるのに対して、全国平均値が17.4%、17.7%となっている。）。

また、産業部門の割合が低いにもかかわらず（同部門が占める割合は、本市が9.9%であるのに対して全国平均値が34.0%となっている。）、エネルギー転換部門の割合が高いのは（同部門が占める割合は、本市が18.8%であるのに対して全国平均値が7.5%となっている。）、横浜港開港以来京浜臨海部を中心に、鉱業、石油・石炭製品、輸送用機械、電気・ガス・熱供給業等の温室効果ガスの大規模排出を伴う業種の集積により形成された産業構造に依拠するところが大きい。

【SDGsに向けた取組】

本市は2018年にSDGs未来都市に選定され、市と民間事業者が連携してイノベーション創出に取り組む「ヨコハマSDGsデザインセンター（以下「デザインセンター」という。）」を中心に、様々な取組を進めている。デザインセンターでは、SDGsに関する相談・助言対応や、様々な主体の持つニーズやシーズをつなぎ、課題解決・取組推進に向けたハンズオン支援やコンサルティング等を実施している。

また、環境・経済・社会の3側面の統合的課題解決に向けた「パイロットプロジェクト」の創出・展開や、WEBやフォーラムを通じた情報発信のほか、SDGsに積極的に取り組む事業者を認証する「横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”（以下「Y-SDGs」

という。)」を通じて、金融機関とも連携しながら、市内中小企業をはじめとした事業者の持続可能な経営・運営への転換等を支援している。Y-SDGs認証事業者（以下「認証事業者」という。）は、市及びデザインセンターホームページ等で事業者名や取組をPRするほか、市の入札制度である総合評価落札方式において加点されるなど、様々なメリットがある。なお、令和4年8月末現在で、計429事業者を認証している。

4-2 地域の課題

1 市域からの温室効果ガスの排出実態／炭素経済依存型の産業構造

本市が掲げる2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロ目標の達成に向けては、「4-1 地域の現状」に記載した減少トレンドを大きく凌駕する取組が必要であるが、関係する全てのステークホルダーが最大限の省エネ・電化、電力の再エネ転換、電力以外の脱炭素化を行ったとしてもこの目標の達成には十分とはいええず、革新的なイノベーションを推進することが急務となっている。

本市は、全国と比較して、家庭部門、業務部門及び運輸部門において温室効果ガス排出量の割合が高いという特徴的がある（家庭部門、業務部門及び運輸部門が占める割合はそれぞれ、本市が29.4%、19.4%、19.7%であるのに対して、全国平均値が15.9%、17.4%、17.7%となっている。）。これらの排出につながる生活・事業活動には地域特性が大きく影響することから、都市機能更新・開発余地の乏しい既成市街地においても市民が容易に脱炭素型行動へ変容できるライフスタイルの改革が極めて重要となっている。

一方で、昨今の不安定な経済状況の中における世界的な脱炭素化の要請は、ダイバーストメント（金融機関等による投融資の停止）等により、大企業のみならず、サプライチェーンに連なる市内中小企業にも甚大な影響を与える可能性がある。

このような状況下においても本市の経済的競争力の維持及び向上を図っていくためには、世界的に加速する脱炭素の要請に対応した業種・業態転換や、脱炭素経営への転換等は急務の課題となっている。

2 市内事業者における脱炭素・SDGsへの意識・対応ギャップ

本市が2020年度に市内に本社又は事業所を置く企業2,000社を対象に実施した「環境に関する企業意識調査」における、「SDGsへの貢献への視点を持った経営・事業活動を行っている」という設問に対しては、大企業では、「行っている」と回答した企業の割合が50.6%、「対応を検討中」が13.1%となっている一方で、中小企業では「行っている」と回答した企業の割合は9.2%、「対応を検討中」は13.5%にとどまることに加え、「SDGsを知らない」と回答した企業の割合が35.7%もあり、大企業と比較して中小企業はSDGsに対する認知度が低いという回答結果を得た。

また、「脱炭素社会に向けて実施している取組」に関する設問では、大企業・中小企業ともに「LED照明の使用」「省エネ機器導入・運用改善」等の省エネに関する回答が大勢を占めており、再エネ活用等の抜本的な取組に関する回答件数はごく少数であった。また、「脱炭素化への取組に関する投資家や顧客からの要請」が「ある」と答えた割合は大企業の23.2%に対し、中小企業では4.0%と低い状況である。

急速な脱炭素型の産業構造への転換は、意識や取組の抜本的な変革に時間を要する事業者と、社会情勢に応じて取組要請を高めていく市場との間に、ギャップを生じさせる。さらに、大企業と比べてSDGsや脱炭素の取組の浸透が進んでいない中小企業を中心に、事業の縮小・廃業等が増加し、横浜経済の持続可能性の成長を大きく阻害してしまう可能性がある。

4-3 目標

【概要】

4-2に記載した課題に対応するため、デザインセンターが中心となり、Y-SDGs等を通じて、市内中小企業等におけるSDGs達成や脱炭素化に向けた取組の裾野の拡大及び取組の深化を図るとともに、様々な主体の連携によるプロジェクトの展開等を通じて、2030年のSDGs達成・2050年の脱炭素社会の実現に資する新たな技術の開発やイノベーションの創出を図る。

【数値目標】

事業の名称	SDGs・脱炭素化を原動力とする横浜経済の持続的な成長・まちづくりの推進事業		基準年月
KPI	デザインセンターのコーディネートによる、SDGs達成に向けた取組創出のための市内外の主体のマッチング斡旋数（件）	Y-SDGs 認証事業者数（者）	
申請時	22	349	2022年3月
2022年度	52	549	2023年3月
2023年度	92	749	2024年3月
2024年度	142	949	2025年3月
2025年度	192	1,149	2026年3月
2026年度	242	1,349	2027年3月
2027年度	292	1,549	2028年3月
2028年度	342	1,749	2029年3月
2029年度	392	1,949	2030年3月
2030年度	442	2,149	2031年3月
2031年度	492	2,349	2032年3月

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

認証事業者による、本市におけるSDGs達成及び脱炭素化に向けたイノベーション創出等を支援し、それらの先進的な取組の市域全体への普及展開を図ることにより、2030年のSDGs達成、2050年の脱炭素社会の実現を目指す。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

○地域再生支援利子補給金【A2004】

(2) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

4-3に掲げる目標を達成するため、内閣総理大臣の指定を受けた金融機関（以下「指定金融機関」という。）が、本市におけるSDGs達成に資する事業を行う認証事業者に対して、必要な資金を貸し付ける事業とする。

想定する事業内容としては、SDGsのゴールのうち、特に気候変動対策及び経済活性化に資するもので、①既存技術の高度化や新製品の開発等による新規事業分野への進出や事業拡大、②新技術の研究開発及びその成果の企業化、③流通業務総合効率化を図る物流拠点整備等、④太陽光等の自然エネルギー及び水素等の新エネルギーの活用、並びに省エネルギー化及びリサイクルの推進等に関する事業とする。

(3) 交付要綱の別表第1で規定する事業の種別等

- ①企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ②企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ③地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業
- ④地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業

(4) 利子補給金の受給を予定する金融機関

「SDGs・脱炭素化を原動力とする横浜経済の持続的な成長・まちづくりの推進」地域再生計画に関する地域再生協議会の構成員である以下の金融機関。

株式会社神奈川銀行、かながわ信用金庫、川崎信用金庫、スルガ銀行株式会社、

株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社横浜銀行及び横浜信用金庫

(5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて実施される事業の経済的社会的効果等

認証事業者は SDGs 達成に向けて高い意識をもって取り組んでおり、地域再生支援利子補給金制度の活用により、SDGs の推進及び脱炭素化に向けた取組のさらなる拡大が図られる。これにより、認証事業者の多くを占める市内事業者の企業価値が高まり、経営の拡大等が図られるほか、「SDGs に先進的に取り組む企業」として就職先として選ばれる等、市内における雇用機会の創出が図られる。

なお、各年度新規認証事業者の 1% が活用すると想定し、年間 2 件の利子補給金活用を想定している。また、雇用創出効果として計画期間中に 20 人を見込んでいる。(算出根拠：2 人(利子補給金活用事業者における新たな雇用見込み数) × 10(計画期間中の利子補給金活用件数見込み))

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”事業

① 事業概要

認証事業者に対し、一部の市入札制度における加点や、中小企業向け融資制度(信用保証料の助成)による支援等のインセンティブを設けている。

② 事業実施主体

横浜市

③ 事業実施期間

2020年11月から2032年3月31日まで(予定)

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2032年3月31日まで

(地域再生支援利子補給金の支給期間(5年間)を含めた期間であり、利子補給対象融資の実行期間は、地域再生計画の認定の日から2027年4月1日までとする。)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-3に掲げる数値目標の達成状況を確認するために、産官学金労言から構成される「横浜市地方創生推進連絡会」において検証を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度9月頃に、4-3に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後速やかに本市ホームページで公表する。